

愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1 概要

国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）の一部改正に準じて、転居費の算定方法等の見直しを行うため、愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）の一部を改正するもの。

※国家公務員等の転居の実態を踏まえて見直しがなされた。

2 改正内容

職員の転居に伴い支給する転居費について、現行規則は運送業者が家財の運送を行う場合、旅行役務提供者が家財の運送を行う場合又は旅行者が宅配便等により家財の運送を行う場合の算定方法を規定している。

今般、これらの運送を併用した場合の算定を可能とするための改正を行う。

※省令の宿泊費基準額の改正については、条例施行規則第14条第1項で省令の宿泊費基準額を準用しているため、条例施行規則の改正は行わない。

3 施行日

令和8年4月1日